



2015年夏号

といやま新聞

編集:税理士法人 鳥山会計

「今年も早や半年を
過ぎようとしています」

◆これも不動産収入です!◆
—携帯電話のアンテナを
屋上に着けたら—

毎年思うのですが、またすぐに年末になつて正月になるのだろうなあと、そして、自分も1年づつ確実に年をとつていくのですね。幸いみんな平等に年をとつていきますから(笑)1日1日無駄にしない毎日、充実した日々を積み重ねることを心掛けていきます。

「今年は暑い夏になるのでしょうか?」今から3ヶ月覚悟がいりますが、涼しく構えて乗り切りましょう。

今年に入り税務調査が増えています。特に法人の調査が多くなっています。

国税通則法の改正で税務調査の手続きが厳格になり1件あたりの調査にかかる日数が増えた為に1年中税務調査をしないと件数がこなせないとのこと。

税務署員も大変です。上から調査件数で尻を叩かれているようです。税務調査には「正々堂々」臨みましょう。

運命共同体、一生づきあいの覚悟で鳥山会計が一緒にになって頑張ります。

来年は私が税理士を始めて30年という節目を迎えます。

10年、20年で何もせず単なる通過点としてがむしやうに走つてしましましたが、来年の秋には30周年記念パーティーを開催しますので、皆様是非ともご出席下さい。

長年の夢でもありました顧問先1,000件も達成できました。

これもひとえに顧問先、従業員、その他ご縁のある方々のおかげです。これからも鳥山会計をよろしくお願い申し上げます。

平成27年6月吉日

鳥山 昌則

【収益事業の範囲】



法人税法上の収益事業とは、マンション管理組合が賃貸借事業に基づいて、マンション(建物)の一部を他の者に使用させその対価を得た場合には、収益事業(不動産賃付業)に該当し、その収益事業から生じた所得に対しても法人税が課されることになります。



↑コロンビア・ブラジル産の厳選された豆を使用したコーヒーギフトです♪



↑福井県勝山市の鳥山の実家で有機肥料栽培されたコシヒカリ

このことは、昨年7月国税庁のホームページの質疑応答事例集にも追加されました。

携帯電話がどんどん繋がりやすくなるということは、こういう事にも影響してくるんですね。場合によっては、消費税の課税事業者によるところもでてくるかもしれません。

来年からは一般会計と別にして、納税資金をとつておかないといけないですね…。(渡邊)

ただ、築30年が経ち、外壁塗装等、修繕費もそれなりにかかります。でも、「安心!良好、銀行も近い、スーパーも近い、とっても便利!」

8階建ての良さを生かし、KDDI、ソフトバンクなどのアンテナを設置して、毎年大きな金額が管理組合に入金されます。と思つて喜んでいたら、なんと税務署からお尋ねが来ました。そうです、申告と納税です。携帯電話のアンテナ設置料収入は収益事業に該当し、たとえ入金先が管理組合であつたとしても、人格のない社団として法人税の申告と納税をすることになります。

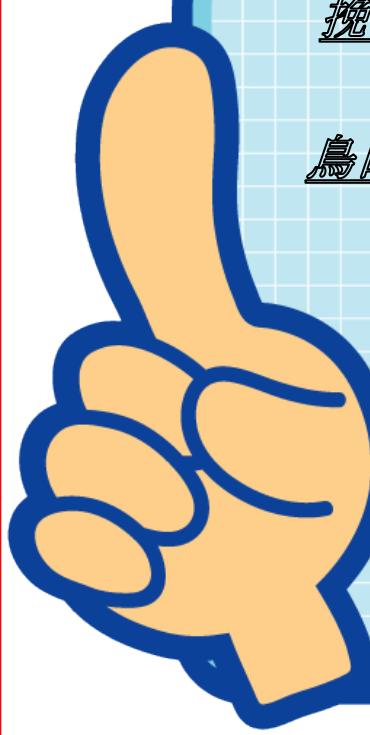
お客様をご紹介ください!

挽きたての香りが楽しめる

「コーヒーギフト」又は
島山農園の美味しい「コシヒカリ」の
いづれかをプレゼント
いたします!!

~いつもお世話になっている皆様へ~

鳥山会計とグループ会社にお客様をご紹介下さい。
ご紹介いただいた方がご成約された際には、鳥山会計お薦め「コーヒーまめ屋」特製の「コーヒーギフト」またはお米10キロのいづれかをプレゼントさせていただきます。詳しくは担当者までご連絡下さい!!





2015年夏号

とりやま新聞

編集: 税理士法人 鳥山会計

税務調査

—最新事例のご紹介—

ケース①【法人の税務調査】

家族旅行を交際費処理していた。社長の家族のみで行つた年1回の旅行費用30万円を交際費として支出経理していた。

↓調査官は否認し、社長の役員賞与とするというが、当社は交際費であることに着目。交際費とは接待、供應、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するものをいう。とあり、得意先、仕入先は勿論、役員、従業員、株主も含むものと規定されていることから、役員に対する会社の接待慰安旅行であり、役員賞与はあり得ないと主張し、認められたケース。

但し、福利厚生費で処理すると全員参加等要件が厳しい為、アウトにされるので要注意!!

ケース②【個人の税務調査】

震災で被災したマンションを購入し、直して再度賃貸に出す為の費用が約8,000万円と多額であり、一度に修繕費として必要経費にしたことが問題になり、資本的支出に該当する為、建物の減価償却に加えるように調査官に指摘されたケース。

↓調査官は納税者は既に壊れたものを購入し、大規模修繕を行い、当該マンションの価値を高めたから資本的支出に該当する為、一度に必要経費にはできず、減価償却にすべきだと主張していた。一方で納税者が当該建物を震災前から所有し、賃貸していくところ修繕して直していたならば、原状回復費にしても

OKと答えていた。納税者はどうしても納得がいかず、遙々東京辺りの税理士を何人も尋ね歩き、ようやく鳥山会計の門

戸にたどり着いたのです。鳥山は各法令通達を読み返し「固定資産について支出した金額」という表現に着目し、所有者の変更は、修繕費資本的支出かの論点ではなく、その固定資産(建物)について生じた損害について支出することに対す

る判断になるから、当然に元の価値に戻した原状回復費であり、一時の必要経費であると主張し、認められたケース。

ケース③【相続税の税務調査】

相続人の被相続人に対する立替金とかんぽ生命保険の生命保険契約に関する権利を指摘されたケース。

↓調査官はまず、立替金について指摘しました。相続人が被相続人の後見人による以前から、度々被相続人の口座から相続人の口座へのお金の異動があり、調査官からの指摘により株の保証金として使用していたことが発覚しました。これは相続人の被相続人の立替金になると

いうことで、追加で課税されることになりました。税務署は過去10年分を遡つて調べてきます。

次に、かんぽ生命保険の契約に関する権利についてですが、こちら側としては財産性があるということがわからず、当事務所に報告していなかつたが故に、計上漏れとなつていたと判断しましたが、税務署側の言い分では、その前に簡易保険の満期金を收受していたことから、財産性があることをわかつてはいたはずだということで、意図的に隠していたと判断され、重加算税がかけられることに

なつてしましました。残念ですが、更に調べると多額の相続税の追加が予想され、調査期間も長引く為妥協しました。

他には、母親の葬式費用を今回の被相続人である父親が負担していたが、分割協議書から相続人が負担すべきで、これも立替金になるのではという税務署の主張がありました。分割協議書に記載されていたことは負債についての処分であり、葬式費用については言及されていなかつたため、それならば習慣として夫が負担することが一般的だという鳥山の主張により、母親の葬式費用については何もなしという結果になりました。

(一矢報いました)

<お客様の広告>

梅雨の時期、カビや臭いが気になりますか?ハウスクリーニングのプロにより、汚れを徹底的に除去して、気持ちよく夏を迎えては如何でしょう。

無料でお見積りいたしますのでまずは下記までお気軽にお電話下さい。



新座北店

埼玉県ふじみ野市中丸 2-2-67

担当: 宮寺 (みやでら)

0120-993-796

<http://www.osoujihonpo.com>



～お知らせ～

当事務所では、株日本政策金融公庫と連携し、「一日公庫」を6月及び11月に開催しています。融資のご相談があれば、株日本政策金融公庫の融資担当者がお客様と面談し、審査を行います。

日本政策金融公庫まで足を運ばなくても、当事務所で融資担当者との面談が可能ですし、担当者が待機しているので、安心して面談を受けられます。

また、「一日公庫」実施日以外でも、融資のご相談がありましたら、隨時受け付けておりますのでいつでも担当者までご連絡ください。